

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年5月19日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                     |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

平成18年5月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

| No. | 号機等 | 不適合件名  | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1   | 1号機 | 不活性ガス系液体窒素タンク窒素ガス受入れ配管ドレン弁(V-1601-7)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理      |    |
| 2   | 1号機 | 原子炉格納容器除湿冷却系(1-1)端子箱において、蓋取付け用ビスの外れが認められたため、ビスを取付け                     |    |
| 3   | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置吸着塔入口露点記録計において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該記録計を点検・校正           |    |
| 4   | 3号機 | プロセス計算機の点検時、冷却ファンに異音の発生が認められたため、当該ファンを修理                               |    |
| 5   | 3号機 | 残留熱除去海水系ポンプ(D)吐出圧力指示計(PI-10-117D)の点検時、指示不良(スティック)が認められたため、当該指示計を修理     |    |
| 6   | 3号機 | 原子炉再循環MGセット(A)流体継手潤滑油温度指示計(TI-2-184-69 A)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該指示計を修理 |    |
| 7   | 3号機 | タービン補機冷却水ポンプ(A)の点検時、シャフトとベアリングスリーブの間隙値に許容値外れが認められたため、当該スリーブを交換         |    |
| 8   | 3号機 | 起動領域中性子束モニタ(E)の点検時、検出器の絶縁不良が認められたため、当該検出器を修理                           |    |
| 9   | 3号機 | 高圧注水系タービン軸受振動記録計の点検時、ペンの動作不良が認められたため、当該記録計を修理                          |    |

その他:

| No. | 号機等    | 不適合件名   | 備考 |
|-----|--------|---|----|
| 10  | 3号機    | タービン補機冷却水系熱交換器(C)の淡水出口弁において、弁棒先端のストッパーと足場用手摺りに干渉が認められたため、当該手摺り部を修理    |    |
| 11  | 3号機    | 復水移送ポンプ(B)の点検時、カップリング側メカシールよりリークが認められたため、当該メカニカルシールを修理                |    |
| 12  | 3号機    | タービン建屋北側換気空調系給気設備において、プレナム内ドレン配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理                |    |
| 13  | 4号機    | 油貯蔵タンク室西側において、床塗装の剥離が認められたため、当該床面を補修塗装                                |    |
| 14  | 5号機    | 局部出力領域モニタ(LPRM20-37C)において、「局部出力領域モニタ高」の表示が発生したため、当該モニタを点検・修理          |    |
| 15  | 6号機    | 搬出物品測定時、搬出基準値汚染密度を超える物品(工具)が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討                     |    |
| 16  | 集中環境施設 | 集中環境施設重軽油設備重油移送ポンプ(B)の電動機点検時、本体下部ベース及び冷却ファンカバーに著しい腐食が認められたため、当該電動機を修理 |    |

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで